

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会臨時会を招集する件 三三
- 公印を改刻しその使用を開始する件 三三
- 保育士登録申請手数料等に係る公金の収納の事務を委託した件 三三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三四
- 特定計量器の定期検査を実施する件 三四
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三四

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三四
- 障害者自立支援法により指定相談支援事業者を指定した件 三四
- 障害者自立支援法により指定障害福祉サービス事業者を指定した件 三四
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨届出があった件 三四
- 毒物劇物取扱者試験を実施する件 三四
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 三四
- 落札者を決定した件 三四

告 示

福島県告示第三百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定により、福島県議会臨時会を平成十九年五月十五日福島市に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。
平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 県議会議長及び副議長の選挙について
- 二 県議会常任委員、委員長及び副委員長の選任について
- 三 県議会運営委員、委員長及び副委員長の選任について
- 四 議員派遣の件

- 五 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 六 専決処分報告及びその承認について

(財務領域総務予算グループ)

福島県告示第三百三十一号

公印を次のように改刻し、平成十九年五月一日その使用を開始する。
平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印(福島県立安積高等学校用)		福島県立安積高等学校 の福島県現金出納員

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第三百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。
平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 次に掲げる手数料の収納の事務
 - 1 保育士登録申請手数料
 - 2 保育士登録証書換え交付手数料
 - 3 保育士登録証再交付手数料
- 二 受託者の名称及び所在地
社会福祉法人日本保育協会
- 三 東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号
収納の事務を委託する期間
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

(自立支援領域子育て支援グループ)

福島県告示第三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年五月一日から同年六月一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年五月一日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤 雄 平
いわきお宝館 いわき市平六町目三一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第三百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年五月一日

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査
福島県知事 佐藤 雄 平

町 同 郡下郷	同 郡 檜枝 岐村	町 南会津郡只見	検査区域	検査の期日及び時間	検査場所
			対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	六月四日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで 六月五日 午前九時三〇分から 同一時時まで	只見地区センター 1 明和地区センター 1
	同 午後二時から 同三時まで			六月六日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで	下郷ふれあいセンター 1

同 郡南会 津町

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日	検査場所
右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月一日 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで 六月二日 午前九時三〇分から 同一時三〇分まで 同 午後一時三〇分から 同三時三〇分まで 六月一三日 午後九時三〇分から 午前一時まで 同 午後一時から 同二時三〇分まで	南会津町館岩云館 南会津町伊南会館 南会津町南郷総合支所 南会津町田島農村環境改善センター 南会津町会津田島ふれあいステーションプラザ 福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から平成十九年四月十三日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年四月二十三日認可した。
 平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平
 （農村整備領域農村計画グループ）

公 告

公告第二百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年四月十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人やぐるま
- 三 代表者の氏名
皆川 健一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市図景二丁目一番地十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び三障害者に対して、充実した生活の場を提供すると共に障害者に対しては訓練や作業の場を提供しながら社会復帰を支援する事業を行い、安全で安心な地域づくりや社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
 （文化領域県民文化グループ）

公告第二百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
--------	---------	--------	----------------	-------	---------	-------------

障がい者サポートセンター	福島県双葉郡楡葉町大字下小塙字町一〇四番地二	社会福祉法人友愛会	福島県双葉郡富岡町大字本岡字本町西六三二番地一	平成一九年五月一日	相談支援	知的障害者
--------------	------------------------	-----------	-------------------------	-----------	------	-------

（自立支援領域障がい者支援グループ）

公告第二百三十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ヘルパーステーション	福島市飯坂町中野字高田前二一七	社会福祉法人けやきの村	福島県福島市飯坂町中野字高田前二一七	同	同	身体障害者
アミカ郡山介護センター	郡山市亀田一―二―四―ドール三〇六号	株式会社H C M	東京都港区東麻布一―二八―一三	平成一九年五月一日	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
福島市社会福祉協議会	同 市森合町一〇―一	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	同 県同市森合町一〇―一	同	重度訪問 介護	同

人生の 里訪問 介護事 業所	いわき市内 郷高野町五 合田三六一	社会福 祉法人 光美会	同 県いわ き市内郷高 野町五合田 三六一	同	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
-------------------------	-------------------------	-------------------	-----------------------------------	---	------	--------------------------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第二百三十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	事業所の所 在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
アイリス ケアセン ター南福 島	ニチイケ アセンタ ー南福島	福島市方木 田字四斗蒔 田六一二二	株式会 社ニチ イ学館	東京都千代 田区神田駿 河台二一九	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者
アイリス ケアセン ター二本 松	ニチイケ アセンタ ー二本松	二本松市金 色四〇六一 一三	同	同	同	身体障害者 知的障害者
アイリス ケアセン ター七日 町	ニチイケ アセンタ ー七日町	会津若松市 西七日町六 一五	同	同	同	身体障害者
アイリス ケアセン ターわか まつ	ニチイケ アセンタ ーわかま つ	同 市 南千石町二 一五	同	同	同	同
アイリス	ニチイケ	郡山市桑野	同	同	同	同

アイリス ケアセン ターいわ き	ニチイケ アセンタ ーいわき	いわき市平 上荒川字桜 町四九一	同	同	居宅介護	同
アイリス ケアセン ター浪江	ニチイケ アセンタ ー浪江	双葉郡浪江 町大字権現 堂字上続町 一八一二	同	同	同	同
アイリス ケアセン ター宇多 の郷	ニチイケ アセンタ ー宇多の 郷	相馬市大曲 字大毛内一 四六	同	同	同	同
アイリス ケアセン ター桑野	アセンタ ー桑野	五ノ四二	同	同	同	同
心愛会ホ ームヘル プサービ ス	ハーモニ ーほんご う訪問介 護事業所	大沼郡会津 美里町字北 川原一四	社会福 祉法人 心愛会	福島県郡山 市緑ヶ丘東 六二二六一	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第二百三十七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験期日等

平成十九年八月八日(水)午後一時三十分開始

二 試験場所

郡山市富田町字三角堂三十一番一 奥羽大学 第二講義棟

三 受験手続

受験希望者は、平成十九年五月二十五日(金)から同年六月十五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)に受験願書に必要書類を添えて最寄りの福島県保健所(県外居住者は、福島県保健福祉部健康衛生領域業務グループ)に提出すること。

四 受験手数料

一万五百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生領域業務グループ又は最寄りの福島県保健所に問い合わせること。

(健康衛生領域業務グループ)

公告二百三十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成十九年三月に収去した肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成十九年五月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成19年3月分(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	富岡地区製材協同組合	スミタイヒ	0.8	0.8	0.8	18	72	1.6	27	62.7	
		みのりソフトミックス	0.5	0.2	0.1	4	23	2.6	28	67.6	

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)

公告第239号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年5月1日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌「うつくしま夢だより」の印刷製本業務 64,800,000ページ(年6回総ページ数96ページ 1回当たり675,000部)
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成19年4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日進堂印刷所 福島県福島市庄野字柘場1番1号
- 5 落札金額
1ページ当たり0.82円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年3月6日

(出納局総務管理グループ)



古紙配合率100%再生紙を使用しています

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷